

運動部活動のガイド Q&A

平成25年6月

山梨県教育委員会・スポーツ健康課

【目次】



運動部活動は、学習指導要領に示されているとおり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られることが重要であり、各学校においては、このねらいに沿って、日々の活動を展開していくことが大切です。

今回、文部科学省から発行された「運動部活動での指導のガイドライン」に併せ、山梨県教育委員会として、学校現場の先生方がこれまで以上に、活発で効果的な活動を展開していただけるよう、運動部活動における疑問に答える形で「**運動部活動のガイド Q&A**」を作成することとしました。ガイドラインと併せ、部活動等の指導・運営に活用してください。

「運動部活動での指導のガイドライン」と「運動部活動のガイドQ&A」の分担

<文部科学省発行>

<山梨県教育委員会・スポーツ健康課発行>

	取扱う内容・項目	「ガイドライン」	「Q&A」
		文部科学省	スポーツ健康課
1	スポーツの意義	◎	
2	運動部活動の学校教育における位置付け	◎	
3	顧問の心構え	△	◎
4	顧問の役割	△	◎
5	指導計画	△	◎
6	効果的な指導	◎	
7	外部指導者の活用	△	◎
8	出張等の際の配慮事項		◎
9	安全対策	△	◎
10	健康管理	△	○
11	熱中症対策	△	◎
12	試合・合宿等における配慮事項		◎
13	天候・気候に配慮した指導		◎
14	体罰の防止	◎	○
15	セクシャル・ハラスメントの防止	△	○
16	保護者とのかかわり方		◎
17	経費の徴収		◎
18	指導力向上の取り組み	◎	
19	管理職の理解	◎	
20	運動部活動に係る届出		◎

<補足>◎:主に記載 ○:補足・補足的に記載 △:記載されているが補足が必要な項目

- 【Q 1】 運動部顧問として、どのような心構えをもてばよいか
- 【Q 2】 運動部顧問として、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 3】 指導計画を立てるとき、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 4】 外部指導者を活用する場合、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 5】 職員会議や出張等のときに、どのようなことに配慮すればよいか
- 【Q 6】 運動部活動に関する安全対策として、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 7】 安全配慮義務は、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 8】 部員の健康管理は、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 9】 熱中症予防のための指導のポイントとして、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 10】 負傷事故が起こったら、どのように対応すればよいか
- 【Q 11】 試合や合宿等において、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 12】 天候や気象等を考慮した指導は、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 13】 保護者とのかかわり方について、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 14】 体罰の防止について、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 15】 セクシャル・ハラスメントの防止について、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 16】 部活動に係る運営経費について、どのようなことに留意すればよいか
- 【Q 17】 運動部活動にかかわる届出等について、どのようなことに留意すればよいか



## Q1 運動部顧問として、どのような心構えをもてばよいか

**A** 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものです。そして、技能を高め、勝敗にとらわれるだけでなく、学校生活を豊かにし、日頃の活動を通して「生きる力」を養い、協調性、責任感、連帯感など社会の中で自律し、たくましく生き抜く「しなやかな心」を築く礎となります。

また、これからの運動部活動は、生徒が自発的・自主的に組織し、展開することが重要であり、顧問は、一人ひとりの生徒の個性を把握し、その目標にこたえられるよう努めていくことが求められます。

顧問として部活動を指導することにより、生徒にどのような人間に成長してほしいか、何を身に付けてほしいかなど、顧問自身の指導に対する考え方を具体的にもつことが大切です。そして、そのことを生徒に明確に示す必要があります。

### 【顧問としての心構え】

- 生徒の人権や人格を尊重しましょう。
- 生徒の自主性を尊重しましょう。
- 生徒の発達段階を考慮した指導をしましょう。
- 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がけましょう。
- 生徒の心理的な特徴に配慮した指導に心がけましょう。
- 勝利至上主義に陥らないようにしましょう。
- 顧問間や外部指導者などと役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくりましょう。
- 結果だけでなく過程を大切に、生徒たちの努力を進んで賞賛しましょう。

### 山梨県の教育

- ◆基本理念 ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり
- ◆基本目標 個性を生かし、生きる力をはぐくむ「やまなし」人づくり

## Q2 運動部顧問として、どのようなことに留意すればよいか

**A** 顧問は、活動場所において指導することが基本です。忙しくても5分でも10分でも活動場所に行き、その日の活動内容や留意事項を的確に指示し、生徒に励ましの声をかけることが重要です。また、顧問を任された教員は、運動部の顧問としての指導力の向上に努めることも必要です。

### ①十分な研修等の機会を

運動部活動では、全くの初心者と高度な技能を身に付けた生徒の指導を同時に行うことが少なくありません。このため、顧問はいずれの生徒にも対応できるように、実技指導者講習会や安全指導の研修会などへ積極的に参加し、効果的な練習方法や専門的な知識、安全に対する知見等、自らの指導力を高めて実践に生かすように努める必要があります。

### ②外部指導者の協力を得る

自らの経験や指導経験がない者だけで顧問として指導することは、技術指導のみならず安全確保の上でも問題があるため、このような場合には、外部指導者の協力を得て、専門的な技能や知識を身に付けるための支援を受け、指導力の向上に役立てることも考えられます。

(詳細は「外部指導者の活用 Q4」の項目を参照)

### 【顧問の役割】

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ● 年間活動計画等の作成        | ● 大会・練習試合・合宿への引率及び指導 |
| ● 施設用具の管理と安全配慮      | ● 顧問会議への出席           |
| ● 部員名簿（緊急連絡網）の作成    | ● 担任、養護教諭や医療機関との連携   |
| ● 部員の健康状態の把握および健康管理 | ● 保護者会との連携・調整        |
| ● 部予算の確保と管理         | ● 中体連・高体連との連絡・調整     |
| ● 実技指導              | ● 広報活動（部活動通信等）       |
| ● 部活動日誌等の活用と整理      | ● 管理職への報告、連絡、相談      |

### Q3 指導計画を立てるとき、どのようなことに留意すればよいか

**A** 指導計画を作成する場合、年間計画、シーズン（試合期）、月間計画、週間計画、一日の活動計画に区別して、練習内容の精選と練習方法の工夫を行い、生徒一人ひとりの自己実現が図られるように活動を展開することが大切です。また、計画に沿って活動した後も、目標に照らして評価し、目標を修正していくことも必要です。

#### 留意点

- 運動部活動と学業の両立を図るようにする。
- 顧問と生徒及び生徒同士の良好な人間関係が育つようにする。
- 運動部の組織・役割分担を明確にする。
- 生徒の健康や安全について配慮する。
- 望ましい社会的態度が育成されるよう配慮する。
- 記録をつける。（練習日誌を作成し、効果的な活用を図る）

#### 一定期間（1ヶ月・1週間）の活動計画の作成ポイント

- ・ 毎日が同じ練習の繰り返しでなく、運動負荷に強弱を加えたり、月や週のねらいを明確にする。
- ・ 生徒の疲労状況や発達段階を考慮して、休養日を適切に設定する。

### Q4 外部指導者を活用する場合、どのようなことに留意すればよいか

**A** 外部指導者を活用する場合、部活動の指導・運営の全てを一任するようなことがあってはなりません。顧問と外部指導者との間で事前に生徒の状況や指導計画、練習内容や方法等、安全対策も含めて十分に打ち合わせを行った上で、個々の生徒の健康状態や技術の力量など生徒の状況についても十分に確認し、必要な教育上の支援をしてもらうことが大切です。

外部指導者の独自の考えや判断で、生徒の体力や技能の程度を超えた練習を行わせたり、勝つことのみを目指した活動に陥ったりすることがないように、日常的に打合せ等を行うこと、あくまでも教育の一環であるという認識に立って指導計画や活動内容等についても十分に意思疎通を図っておくことが必要です。

#### 【外部指導者の紹介】

#### 「山梨県スポーツ指導者協議会」

公益財団法人山梨県体育協会 スポーツ振興課内 TEL055-243-8566

<http://yamanashi-sports.main.jp/>

### Q5 職員会議や出張等のときに、どのようなことに配慮すればよいか

**A** 運動部活動は、生徒の心身の健全な発育・発達について意義深いものですが、活動が活発化するほど負傷事故が起きる恐れがあります。学校が計画する教育活動の一環としての運動部活動は、顧問が練習に立ち会い指導することが原則です。

しかし、どうしても公務の都合で顧問が練習場所に立ち会うことができない場合は、副顧問等に指導・監督を依頼し、安全な活動のための留意点を生徒に指導したり、練習計画を修正するなど、十分に安全への配慮を行い、他の運動部の顧問等の協力を得て練習に取り組ませる必要があります。

### Q6 運動部活動に関する安全対策として、どのようなことに留意すればよいか

**A** 運動部活動は、学校において行われる教育活動であり、生徒の安全が確保されることが大前提です。

そのため、実施については、できるだけ複数の指導者による指導・監督体制を整えるとともに、学校として安全管理を徹底する必要があります。

#### ①施設・設備・用具等

活動場所の施設・設備や用具等の安全対策を確実に実施することが大切です。そのため、顧問の定期的、継続的な安全確認はもちろんのこと、生徒も当番をきめ確認場所を点検したり、危険箇所等を放置せず気付いたものから直ちに対処したりするよう指導することが重要です。

#### ②生徒の体調等

毎日の練習における生徒の健康状態を把握することは大変重要です。顧問は生徒の体調等を確認することを怠らず、日頃の様子との違いにいち早く気づき、常に適切な対応がとれる体制を整えることが大切です。

#### ③指導計画・練習計画等

顧問と生徒相互で協議し、長期・中期・短期の活動の目標、練習の内容と方法についての指導計画を意図的かつ系統的・発展的に作成することが重要です。

また、週の中で適切な休養日を設定することや、毎日の指導計画についても生徒個々のこれまでの経験、体力や技能の程度、体調等を十分に把握し、活動中の休憩や、水分や塩分を摂取する時間を適切に確保するなど、合理的で安全な計画を作成することも大切です。



**Q9 熱中症予防のための指導ポイントとして、どのようなことに留意すればよいか**

**A** 学校管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要なことです。

（参考資料：「熱中症予防ガイドブック」）

公益財団法人 日本体育協会HP (<http://www.japan-sports.or.jp>)

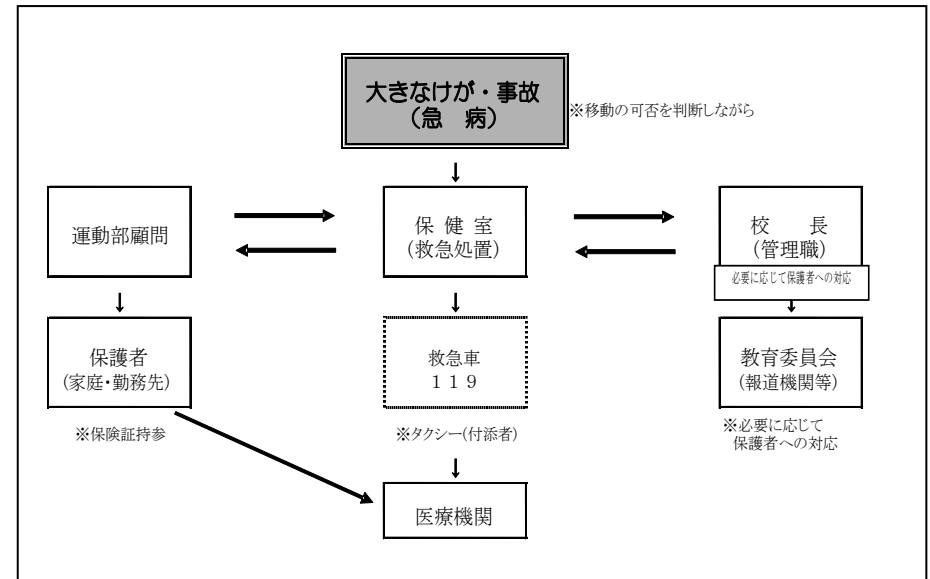
- 1 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- 2 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- 3 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業の際は、こまめに水分（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れる。
- 4 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に留意する。
- 5 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置をとる。
- 6 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせない。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」）



**Q10 負傷事故が起こったら、どのように対応すればよいか**

**A** 万が一、事故が発生した場合には迅速に対応しなければいけません。対応の仕方や緊急の連絡先リストなどについても、事前に準備しておく必要があります。



**①【救急車要請の目安】**

- 意識喪失の持続
  - ショック症状の持続
  - けいれんの持続
  - 激痛の持続
  - 多量の出血
  - 骨の変形（開放性骨折を含む）
  - 広範囲の火傷
  - 大きな開放性損傷
  - 事故の状況から重大事故につながる恐れのあるもの（頭部打撲・頸椎捻挫・内臓破裂等）
- ※目安の例ですので、事故発生状況、生徒の状況から判断する必要があります。

**②【事故発生時の保護者への連絡】**

- 1 事故発生状況および負傷の状況
- 2 応急手当の状況
- 3 事前に搬送病院の了解を得る。事後の場合、病院に来てもらうことと保険証の持参を依頼

**③【現場確認】**

- 1 「いつ」
- 2 「どこで」
- 3 「だれが」
- 4 「だれと」
- 5 「どうしていて」
- 6 「どうなったか」

※[環境省熱中症予防情報] 環境省HP (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)も活用してください。

※[参考資料] 「体育活動時等における事故対応テキスト (ASUKA モデル)」さいたま市教育委員会

**Q11 試合や合宿等において、どのようなことに留意すればよいか**

**A**

①勝つことのみを目指した活動にしない

試合は日頃の練習成果を試し合う場です。顧問等は勝つために日頃指導していないことを行わせたり、過度の叱咤激励で生徒に無謀な試合をさせたりしないよう、十分に留意しなければいけません。

②合宿等での生徒の心身の状況に即した練習計画の作成と見直し

合宿等における指導計画を作成する際には、生徒の心身の状況や気候条件等も十分に踏まえたものとするのが重要です。折角の機会だからと無理をさせず、必要があれば十分な休憩をとるなど生徒の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められます。

③緊急事態に備えておく

顧問は、日頃から、事故発生時の対応マニュアルを整備したり、保護者に連絡が取れるよう緊急連絡先を把握しておくことが重要です。また、万が一に備え、顧問等はAEDの使用方法を含め心肺蘇生法の実技講習を受けておく必要があります。

また、試合や合宿等における安全対策は重要です。日々の活動と異なった場所や環境等において行われる活動に対して十分な対策を講じておく必要があります。

**【配慮事項】**

- ・活動場所周辺の医療機関へ、緊急時の対応依頼
- ・活動当日の学校や管理職への連絡方法
- ・活動当日の保護者の緊急連絡先の把握
- ・活動場所への移動に関する安全指導
- ・応急手当に必要な薬品等の準備
- ・活動場所でのAEDの所在等の確認
- ・救急車の要請への役割確認

**Q12 天候や気象等を考慮した指導は、どのようなことに留意すればよいか**

**A**

活動時の気象条件に留意することが必要です。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意します。また、暴風や雷等に対しては、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努め、判断基準を明確にしておくことも重要です。

※ 「大気の状態が不安定」とは、積乱雲が発達し大雨になりやすい気象状況を意味しています。発生した積乱雲は、強い雨を降らせるほか、竜巻など激しい突風、雷、ひょうなど、狭い範囲に激しい気象現象をもたらすことがあります。

【気象庁による防災気象情報】

気象庁HP (<http://www.jma.go.jp/index.html>)

種類	目的	形式	発表間隔	特徴	使い方
気象レーダー	気象状況の監視	図形式	5分ごと	市町村あるいはそれより狭い領域での雨の領域や強さの分布を把握できる	行動の数時間前から行動中にチェックする。
アメダス			1時間ごと		
解析雨量			30分ごと		
警報・注意報	気象状況の予報	文字形式	随時	都道府県を数区域に分割した程度の広さに対する雨の降りやすさを予報する。	行動の1日前から数時間前に注目する。
天気予報			1日3回		
降水短時間予報	予報	図形式	30分ごと	市町村あるいはそれより狭い領域での雨の領域や強さの分布を予報する。	行動の数時間前から行動中にチェックする。
降水ナウキャスト			10分ごと		

※やまなし防災ポータル (<http://www.pref.yamanashi.jp/bosai/>) へアクセスすると気象情報が確認できます。

【参考資料】

局地的な大雨から身を守るために－防災気象情報の活用の手引－（気象庁）

①行動前日

行動する地域及び隣接地域の翌日の天気を確認する。

- 天気予報で雨や雷が予報されている
- 天気概況に「大気の状態が不安定」「天気が急変するおそれ」の表現がある

⇒対応：不安定な天気になる可能性があることを心しておく

②当日朝

行動する地域及び隣接地域で、当日雨や不安定な天気となる可能性の程度を確認する。

- 天気予報で雷が予報されている（不安定な天気が予想されている）
- 天気予報で雨が予報されている（雨が予報されていない場合でも、降水確率が高くなっている時間帯は雨の可能性が強い）

⇒対応：不安定な天気の（雷が予想されている）時間帯や雨の可能性が高い時間帯には、計画の変更も検討する

③行動前

周辺市町村を含め活動する地域で、大気の状態が不安定なことによる気象状況が発生していないかを確認する。

- 大雨警報・注意報あるいは雷注意報が発表されている
- 気象レーダー画像で、周辺に例えば20mm/h以上の雨域（土砂降りに相応する強い雨。気象庁HPの場合、黄色以上）が表現されている
- 行動時間帯における降水短時間予報で、強い雨域（例えば20mm/h以上）が予想されている。

⇒対応：計画を変更する、あるいは天気の急変に留意した行動をとる

④行動中

周辺市町村を含め行動している地域で、大気の状態が不安定なことによる気象状況が差し迫っていないかを確認する。

- 周辺の空の様子から積乱雲が近付く兆しがある
- 気象レーダー画像や降水ナウキャストで1時間以内に雨が移動してくることが予想される

⇒対応：行動を中断する、あるいは天気の急変に対しすぐに対応できる行動をとる

※ 各地の気象台は、気象現象の推移や雨の降り方に応じて、警報や注意報などの防災気象情報を発表するほか、リアルタイムで観測や予報の状況を提供しています。テレビ、ラジオの天気予報番組のほか、インターネットや携帯電話を利用して状況把握に努め、危険が予測される場合には、適切な判断や対応を行うことが大切です。

Q13 保護者とのかかわり方について、どのようなことに留意すればよいか

**A** 運動部活動は学校教育の一環として行われています。そのため、保護者の理解を得るとともに、保護者の援助・協力が必要です。顧問、保護者という立場から、お互いが話し合う場を大切にすることは、相互の信頼関係を深めていくことにつながり、さらには生徒の運動部活動を充実したものにすることができます。

【留意事項】

- ① 活動方針、指導に関する基本方針や指導計画・練習計画・活動時間・休養日等を文書として整理し、保護会等で理解を得る。
- ② 生徒の既往症及び体調の変化や部活動に対する意欲等について、情報交換を行う。
- ③ 緊急時の連絡先等を確認して、保護者と連携して適切な対応ができるようにする。
- ④ 保護者の経済的負担に配慮し、遠征や用具等の費用についての説明を行い、同意を得る。
- ⑤ 保護者から部活動に関する相談や要望があれば、適切に誠意をもって対応する。

Q14 体罰の防止について、どのようなことに留意すればよいか

**A** 体罰は、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を損ない、本来行わなければならない教育活動に支障をおよぼすなど、学校教育全体における重大な問題となります。指導者は、生徒の人格や人権を尊重して指導に当たる必要があります。例えば、「愛のムチ」、「信頼関係があるので・・・」、「強くするためには・・・」、どのような理由をつけようとも体罰は認められません。また、豊かな人間性の育成や明るく充実した学校生活の実現を目指す部活動の指導に暴力は必要ありません。

生徒が達成感や満足感を得ることのできる部活動は、指導者が生徒の気持ちを真摯に受け止めながら活動を支え、きめ細やかな指導を行ったときに可能となります。言葉を含め、力に頼る威圧的な指導は、このような指導ができない、未熟な指導者が用いる指導法だということを、指導者自身が自覚しなければいけません。

指導者は、「体罰や心身への暴力を部活動からすべて排除する」という強い意識で指導に臨まなければなりません。

## ※【勝利至上主義には陥らない】

多くの顧問や生徒は「勝利」を目指して、毎日の練習に取り組んでいます。勝利を目指して努力することは、生徒にとっても学ぶべき多くの要素があります。しかし、「手段を選ばずに、ただ勝てばよい」ということではありません。

大切なことは、顧問と生徒の信頼関係を築きながら、部活動としての目標を大切に、個人の目標も大切に部活動に取り組んでいくことです。

### 体罰防止の取組例

#### ○生徒からの意見を聞く

部活動指導に対する意見や要望を聞くアンケートを無記名で定期的に行うことで、顧問には見えない生徒の意識や実態を把握しましょう。

#### ○保護者とコミュニケーションを図る機会をつくる

保護者に対して、人権を尊重した指導をする方針を伝え、保護者からの声を聞く場をつくることで、生徒の学校での活動の様子を伝えられ、また、学校外での様子を確認することができ、より良い指導につながります。

#### ○同僚同士、お互いに気をかけよう

厳しい（激しい）言葉による指導を耳にしたら、同僚としてその真意を問い質してはどうでしょうか。言葉による「不適切な指導」もあります。また、言葉がエスカレートしたあげく、感情が高ぶって手が出ることも考えられます。そんなとき、「すいぶん厳しい指導のようだけど、大丈夫？」と声を掛けてあげましょう。お互いに声を掛け合う中で、指導上の悩みも相談できるようになります。

### 【懲戒処分の指針】

#### 体罰

- ア 体罰により児童生徒に重傷を負わせた教職員、常習的に体罰を行った教職員又は体罰の態様が特に悪質であった教職員は、免職、停職又は減給とする。
- イ 上記以外の体罰を行った教職員は、体罰の態様、児童生徒の傷害の程度等を総合的に判断して処分の量定を決定する。

山梨県教育委員会 「懲戒処分の指針」（平成 21 年 4 月 1 日一部改正）

## Q15 セクシャル・ハラスメントの防止について、どのようなことに留意すればよいか

A

教職員によるセクシャル・ハラスメントは、地方公務員法第 33 条で禁止されている信用失墜行為に当たり、懲戒処分の対象です。

部活動では、顧問と生徒、監督と選手、指導する側とされる側、大人と子どものように、何重もの力関係が存在していることを指導者自身が認識するとともに、公私の区別をつけることが大切です。

### ●セクシャル・ハラスメントとなりうる顧問（指導者）の言動

- 部活動の指導上、必然性がないのに、身長や体重など身体的な成長や特徴を話題にしたり、尋ねたりすること。
- 容姿や体型などを話題にしたり、生徒の嫌がるあだ名で呼んだりすること。
- 性に関することや異性関係に関するなどを話題にしたり、尋ねたりすること。
- 性的な内容の手紙や電子メールを送ること。
- 部活動の指導上、必然性のないのに、生徒の身体を凝視すること。
- 生徒に十分な説明をせず、生徒の練習や試合の様子などを撮影すること。
- 部活動の指導上、必然性のないのに、生徒の身体に触れること。
- 不適切な時間帯や場所で個別の指導を行うこと。 など

### 【懲戒処分の指針】

- (1) 児童生徒に対するセクシャル・ハラスメント
  - ア わいせつ行為をした教職員は、免職とする。
  - イ セクシャル・ハラスメントを繰り返した教職員は、免職又は停職とする。
  - ウ セクシャル・ハラスメントをした教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 児童生徒以外に対するセクシャル・ハラスメント
  - ア わいせつ行為をした教職員は、免職とする。
  - イ 相手の意に反することを認識の上で、セクシャル・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。
  - ウ 相手の意に反することを認識の上で、セクシャル・ハラスメントをした教職員は、減給又は戒告とする。

山梨県教育委員会 「懲戒処分の指針」（平成 21 年 4 月 1 日一部改正）



## Q16 部活動に係る運営経費について、どのようなことに留意すればよいか

**A** 部活動の運営を支えていくためには、部活動に伴う費用が必要になります。保護者が負担する運営経費（部費）の徴収や執行は、顧問が部費を徴収し直接管理する場合と顧問が直接かわらず活動に必要となる物品の購入などは、保護者会に委ねる方法があります。

### ◆個別に徴収する部費や合宿費◆

保護者が負担している経費であり、学校徴収金の性格を持つ経費と考えられる。  
生徒・保護者から徴収する経費は、誰が見ても納得できる目的・内容・効果等が  
勘案された支出でなければならず、必要経費の適切な取扱いが厳格に求められる。

### ●保護者の負担を軽減するために

- 学校や部の方針を踏まえ、校長が許可した年間計画（年間の活動日数、大会参加数）及び昨年度の決算を基にして予算を組む。その際、参加する大会の精選、用具を大切にすることの育成等にも取り組み、徴収金額の軽減にも配慮する。
- 一度に高額を集めるのではなく、保護者の負担にも配慮し計画的に集める。
- 経費は部の活動そのものに不可欠なことに使用し、常に説明ができるよう整理しておく。

### ●適正な管理のために

- 運営経費を徴収する場合は、文書により保護者に事前に通知し、現金を領収した際は領収書を発行する。
- 運営経費の支出に係る領収書等証拠書類を適切に保管し、経費の収支状況を明らかにし、保護者に対し、文書で会計報告する。
- 残金が生じた場合は、速やかに保護者に返金する。
- やむを得ず現金を保管する場合は、厳重かつ適正に管理する。
- 会計処理に当たっては、運営経費を管理する通帳と使用印鑑を別に保管するなど、常に管理職などによる確認が行われるようにする。

## Q17 運動部活動にかかわる届出等について、どのようなことに留意すればよいか

**A** 校外活動を実施するに当たっては、校長の許可を得ることが必要です。また、生徒の身体的負担や、家庭への経済的負担を考慮し、計画的に実施してください。

### 【県立高校】

以下の場合、教育委員会への校外活動届（様式A・B）を提出する必要があります。

- ① 県外で活動する場合
- ② 県内で活動する際、宿泊を要する場合
- ③ 県内で活動する際、危険を伴う場合

様式A：「県外」＋「学校自動車またはレンタカー」 （資料③）

様式B：「県外」＋「借り上げバスまたは鉄道または公共バス」 （資料④）  
：「県内」届出が必要な場合

### 【注意事項】

- 校外活動届は、7日前までに提出
- 日数は、4泊5日以内で計画
- 出発時刻は午前6時以降、帰校は午後7時以前となるように計画
- 公式大会において、上記の日数、時刻をやむなく超える場合は大会の実施要項を添付

### 【引用文献一覧】

- |   |           |                         |         |
|---|-----------|-------------------------|---------|
| 1 | 山梨県教育委員会  | 「信頼される教職員であるために遵守すべき事柄」 | 平成21年8月 |
| 2 | 愛媛県教育委員会  | 「運動活動運営ガイド」             | 平成23年3月 |
| 3 | 広島県教育委員会  | 「魅力ある運動部活動の在り方」         | 平成22年3月 |
| 4 | 神奈川県教育委員会 | 「部活動指導ハンドブック」           | 平成23年1月 |
| 5 | 長野県教育委員会  | 「運動部活動指導の手引き」           | 平成22年3月 |

【資料① 部活動日誌例】

平成 25 年 ○○月○○日 ( ) ○○時○○分～○○時○○分		
天候 ( ) 気温 ( °C)		
活動場所		
活動人数	男子 ○○名 女子 ○○名 計 ○○名	
欠席者 (理由)		
見学者 (理由)		
今日の目標		
内 容	詳 細	備 考
負傷者・体調不良者	症状等	応急手当等
感想・反省		
顧問所見		

【資料② 保護者あて通知例 (合宿)】

平成 25 年 7 月 ○○ 日

○○○部保護者各位

山梨県立○○高等学校  
校長 ○○ ○○

平成 25 年度 ○○○部 夏季合宿についてのお願い

○○の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素より、○○○部の活動に対し御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、この度○○○部では、個々の技術向上とチーム力の充実を目的とし、次のとおり夏季合宿を計画しました。  
つきましては、趣旨を御理解の上、合宿の参加につきまして、御承諾いただきますようお願い申し上げます。  
なお、参加の申し込みにつきましては、経費を添え、○○月○○日 (○) までに、顧問 (○○) まで御提出ください。

1 目的  
2 日時 平成 25 年○○月○○日 (○) ～○○月○○日 (○) ○泊○日  
3 場所 所在地 TEL  
4 宿 舎 所在地 TEL  
5 費用 ○、○○○円 内訳：○○○○

.....きりとり.....

平成 25 年 7 月 ○○ 日

参加申込書

山梨県立○○高等学校  
校長 ○○ ○○ 殿

平成 25 年度 ○○○部 夏季合宿に参加することを承諾します。  
○年○組生徒氏名 保護者氏名 印

.....

領収書 NO \_\_\_\_\_

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、平成 25 年度 ○○○部 夏季合宿費用として  
平成 25 年 7 月 ○○ 日  
山梨県立○○高等学校 ○○○部  
顧問 ○○ ○○ 印

【資料③ 様式 A(校外活動および学校自動車等県外使用届)】

(校外活動および学校自動車等県外使用届)

高第 号  
平成24年 月 日

山梨県教育委員会  
教育長 瀧田 武彦 殿

校長 高等学校

校外活動及び学校自動車等県外使用について (届け)

山梨県立学校管理規則第7条3項及び学校自動車使用要領第4の規定により、次のとおり届け出ます。

1	団 体 名		
2	目 的		
3	目 的 地		
3	日程、行程及び利用する交通機関(宿泊先)	日程(時間)	
		行程	
		交通機関及び運転者	1 学校自動車 ( ) 運 転 者 ( ) 車両ナンバー： 2 レンタカー ( ) 運 転 者 ( ) 3 その他 ( )
		宿泊先	
4	指 導 の 重 点		
5	実 施 学 年 及 び 参 加 生 徒 数		
6	不 参 加 生 徒 数 及 び そ の 措 置		
7	旅 行 あ つ せ ん 業 者 及 び 契 約 状 況		
8	安 全 及 び 事 故 対 策		
9	参 加 生 徒 一 人 当 た り の 経 費 の 概 算		
10	引 率 教 員 数, 職・氏名及び役割		
11	備 考		

学校番号 高等学校  
安全運転管理者

担 当

電 話

F A X

【資料④ 様式 B(校外活動および学校自動車等県外使用届)】

(校外活動届)

高第 号  
平成24年 月 日

山梨県教育委員会  
教育長 瀧田 武彦 殿

校長 高等学校

校外活動について (届け)

山梨県立学校管理規則第7条3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	団 体 名		
2	目 的		
3	目 的 地		
3	日程、行程及び利用する交通機関(宿泊先)	日程(時間)	
		行程	
		交通機関	1 学校自動車 ( ) 4 公共機関 ( ) 2 レンタカー ( ) 5 その他 ( ) 3 借り上げバス ( )
		宿泊先	
4	指 導 の 重 点		
5	実 施 学 年 及 び 参 加 生 徒 数		
6	不 参 加 生 徒 数 及 び そ の 措 置		
7	旅 行 あ つ せ ん 業 者 及 び 契 約 状 況		
8	安 全 及 び 事 故 対 策		
9	参 加 生 徒 一 人 当 た り の 経 費 の 概 算		
10	引 率 教 員 数, 職・氏名及び役割		
11	備 考		

学校番号 高等学校  
安全運転管理者

担 当

電 話

F A X